

公取中部だより 消費生活ダイジェスト

＜令和３年４月～６月の活動状況＞

問い合わせ先：公正取引委員会中部事務所総務課 [Tel:052-961-9421](tel:052-961-9421)（直）

景品表示法を中心に、公正取引委員会中部事務所の取組を御紹介します。

※中部事務所は消費者庁と協力して相談受付，事件調査，広報活動を行っています。

1. 消費生活講座：受講者（大学生）の進路を考慮した実践的な授業

消費生活講座は、大学に職員を講師として派遣し、公正取引委員会の役割のほか景品表示法の概要や違反事例等を説明する出前授業です。本講座は様々な学部で実施しています。そして、学部に応じ、学生の主要就職先（業界）を考慮して、関係する規制や違反事例を紹介しています。例えば、服飾・食品関係を主な就職先とする学部では原産国に関する不当な表示について、福祉・介護関係を主な就職先とする学部では有料老人ホームに関する不当な表示について紹介しました。

2. 国民生活センター「ウェブ版『国民生活』」での「消費生活講座」の紹介

消費者問題の専門機関である「独立行政法人国民生活センター」からの依頼を受け、消費生活講座について、同センターの「ウェブ版『国民生活』」（2021

年4月号)に寄稿しました。この「ウェブ版『国民生活』」には、消費者問題に関する最新情報等が掲載されており、同講座は消費者教育実践事例として取り上げられました。寄稿に当たっては、タイトルを「よりよい消費生活を支える未来の担い手のためにー表示と競争から学ぶー」とし、消費生活講座のねらいや具体的な内容、今後の課題等を紹介しています。

「ウェブ版『国民生活』」(2021年4月号)へのアクセス

<http://www.kokusen.go.jp/wko/data/wko-202104.html>

3. 景品表示法に基づく調査及び指導

公正取引委員会は、消費者庁長官からの委任を受け、景品表示法の規定に違反する疑いのある行為について必要な調査等を行っています。そして、消費者庁長官は、これら調査等を踏まえ、措置命令を行う(第7条第1項)ほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っています。中部事務所が調査を行い、令和3年4月～6月の期間中に指導が行われた案件は以下の2件です。

(有利誤認〔景品表示法第5条第2号〕)

A社は、雑貨(以下「本件商品」という。)を販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、●●の代金を全額負担、期間限定△月△日まで等と表示

することにより、あたかも、表示された期間内に本件商品を注文した場合に限り、本件商品の一部料金が無料となるかのように表示していた。しかし、実際には、記載された期間後においても、本件商品の一部料金が無料となることとしていた。

(原産国告示〔景品表示法第5条第3号〕)

B社は、食品（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、自社ウェブサイト等において、国内製造等と表示することにより、あたかも本件商品の原産国が日本であるかのように表示していた。このため、この表示は、本件商品の原産国が〇〇国であることを一般消費者が判別することが困難であると認められるものであった。

4. 中部事務所ウェブページの点検と再改装

中部事務所の Web サイトについては、令和2年6月に改装作業を行っています。その後、1年が経過するのを機に、改めて点検し、以下のように再改装しました。

・ 出前授業のウェブページを充実させました

(消費生活講座)

消費者セミナーのページに、出前授業「消費生活講座」の紹介を加えました。消費生活講座の概要のほか、説明資料の例を掲載しています。是非御覧ください。

消費生活講座へのアクセスはこちら

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/seminar.html

5. その他

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、御相談は原則電話で対応しております。景品表示法に関しては、以下の番号に電話していただくようお願いいたします。

内容	担当課	電話
(1)景品表示法についての相談 (2)景品表示法に違反すると思われる事実についての 情報提供・調査依頼	取引課	052-961-9423

中部事務所の活動概況

令和 3 年度第 1 四半期では、テレワークにより業務を進めるとともに、オンライン・Web により従来交流のなかった方々との接点をつくりました。

5 月、新型コロナウイルス感染症に関連して、愛知県に「緊急事態宣言」が、岐阜県、三重県、石川県には「まん延防止等重点措置」が適用されました。

こうした中、中部事務所では、出勤者数の 7 割削減に取り組みました。相談体制に万全を期した上で、テレワークによって、事業者からの事情聴取の準備、企業結合に関する届出への対応、事務所ウェブページの点検・改装、事務所の業務管理等に当たりました。

同時に、関係者の協力を得て、所管法律の内容や事務所の業務を広くお伝えするよう取り組みました。例えば、オンライン方式により、名古屋税理士会で約 590 名の税理士に対して下請法の説明を行いました。国の地方支分部局や地方公共団体向けの「官製談合防止法研修会」では、最大 1000 名のオンライン受講が可能になっています。大学の学部に応じた「消費生活講座」は、国民生活センターのウェブ情報誌で消費者教育実践事例として取り上げられました。

また、事業者向けの「公正取引委員会よろず相談室」（石川・富山県で定期開催）に関連して、事務所から URL（Web ページの住所）を送付し、県庁や市役

所を含め 27 の団体で Web サイトやメールマガジン等を通じて周知していただきました。そして、こうした「情報を届ける経路」を念頭に置き、連載シリーズ「下請法 知っておきたい豆情報」の中部地区での配信を始めています。

広聴活動としては、6 月、公正取引委員会事務総長の主宰によりオンライン方式で中部地区意見聴取会を開催しました。5 名の独占禁止政策協力委員から、競争政策に関する御意見等をお伺いしました。